

70歳未満の方で

## 高額な医療費をご負担になる皆さまへ

平成27年1月1日から

高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます

### ○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

### ○医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

見直し後 (平成27年1月1日から)

| 所得区分                                                                     | ひと月あたりの自己負担限度額                            | 3月以上ご負担いただいた方※2) |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|
| ① 年収約1,160万円～の方<br>健保:標準報酬月額83万円以上の方<br>国保:年間所得(※1)901万円超の方              | 変更されました<br>252,600円<br>+(医療費-842,000円)×1% | 140,100円         |
| ② 年収約770～約1,160万円の方<br>健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方<br>国保:年間所得600万円超901万円以下の方 | 変更されました<br>167,400円<br>+(医療費-558,000円)×1% | 93,000円          |
| ③ 年収約370～約770万円の方<br>健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方<br>国保:年間所得210万円超600万円以下の方   | 変更ありません<br>80,100円<br>+(医療費-267,000円)×1%  | 44,400円          |
| ④ ～年収約370万円の方<br>健保:標準報酬月額28万円未満の方<br>国保:年間所得210万円以下の方                   | 変更されました<br>57,600円                        | 44,400円          |
| ⑤ 住民税非課税の方                                                               | 変更ありません<br>35,400円                        | 24,600円          |

(※1)ここでの「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)  
(※2)高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

オンライン資格確認が導入された医療機関等では、

限度額適用認定証の提示が**不要**です！



## 💡 限度額適用認定証とは？

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関等に提示する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」のことです。

## 💡 オンライン資格確認とは？

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局等の窓口で、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号により、オンラインで加入している医療保険の資格等を確認できるシステムです。  
本人の同意があれば、限度額適用認定証等の情報も確認することができます。

※オンライン資格確認のシステム導入は、令和3年10月から開始し、令和5年4月から原則として導入が義務づけられています。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしておくと、健康保険証としても利用できます！

対応医療機関等の一覧はこちら(厚生労働省ホームページ)



## 💡 どんなメリットがあるの？

これまでは、事前に市へ申請し、限度額適用認定証の交付・更新が必要でしたが、医療機関等で限度額適用認定証等の情報提供に同意し、適用区分がシステムで確認できれば、**限度額適用認定証等の交付手続きは不要**です。

※注意※ 以下に該当する方は、**限度額適用認定証等の交付申請が必要**です。

- ◆オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ◆申請日以前12ヵ月に入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、食事療養費の減額をさらに受ける場合